

○農林水産省  
経済産業省 令第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百十四条第九号及び第十号、第二百二十一条第一項並びに第二百四十条の十六第三号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 宮沢 洋一

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年 農林水産省  
経済産業省 令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「第一条の六第五号」の下に「及び第二百二条の二第一号ハ」を加える。  
第二百二条の二を次のように改める。

（不招請勧誘の禁止の例外）

第二百二条の二 法第二百十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 商品先物取引業者が、継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次に掲げるいずれかの契約を締結している者（ハ又はニに掲げる契約を締結している者にあつては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（ハ又はニに掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。次号において同じ。）の締結を勧誘する行為

イ 令第三十条に規定する商品取引契約

ロ 金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約

ハ 顧客のために金融商品取引法第二条第八項第二号に規定する有価証券の売買（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行うものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理を行うことを内容とする契約

二 顧客のために金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約

二 商品先物取引業者が、他社契約者である顧客（既に商品先物取引業者又は金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等と前号イからニまでに掲げるいずれかの契約を締結している者（前号ハ又はニに掲げる契約を締結している者にあつては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）であつて、継続的取引関係にある顧客以外の顧客をいう。次号において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの

イ 当該勧誘に先立って、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、他社契約者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面（以下この号において「申告書面」という。）により確認し、かつ、当該申告書面を当該確認の日から十年間保存すること。

ハ 当該商品先物取引業者が、イ若しくはロの規定に反し、又は申告書面の記載が事実と異なることを知りながら当該商品取引契約を締結して取引を行った場合には、当該商品先物取引業者が、当該取引を自己の計算においてしたものとみなす旨を当該商品取引契約の内容とすること。

三 商品先物取引業者が顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。以下この号において同じ。）の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの

イ 当該勧誘に先立って、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、当該顧客が次に掲げる全ての条件に該当する者でなければ当該商品取引契約を締結できな

い旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

(1) 六十五歳未満であること。

(2) 主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者でないこと。

(3) 次に掲げるいずれかの条件に該当すること。

(i) 年収が八百万円以上又は金融資産（現金、預貯金及び第九十条の十一第四号ロに規定する資産

（同号ロ(4)に掲げるものを除く。）に限る。）の合計額（ロ(2)及びハ(2)において「保有金融資産

額」という。）が二千万円以上であり、かつ、法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲

げる事項について適切な理解をしていることが確認できる者であること。

(ii) 次に掲げるいずれかの者（ロ(3)において「資格保有者」という。）であること。

(イ) 弁護士

(ロ) 司法書士

(ハ) 公認会計士

(二) 税理士

(ホ) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項に規定する技能検定試験（同法第四十四条第一項に規定する検定職種がファイナンシャル・プランニングであるものに限る。）に合格した者

(ハ) 金融商品取引法第六十四条に規定する外務員（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会である日本証券業協会に登録された一種外務員及び特別会員一種外務員並びに一般社団法人金融先物取引業協会に登録された外務員に限る。）

(ト) 公益社団法人証券アナリスト協会が認定する証券アナリスト

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客がイ(1)から(3)までに掲げる条件に該当することを、次に定める書面により確認し、かつ、当該書面を当該確認の日から十年間保存すること。

- (1) イ(1)に掲げる条件については、身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面
- (2) イ(2)に掲げる条件については、当該顧客が年収及び保有金融資産額の内訳を申告した書面（(3)に

において「年収・金融資産申告書」という。）

- (3) イ(3)に掲げる条件については、年収・金融資産申告書及び書面若しくは電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。第百十一条において同じ。）を使用して行われた試験により適切な理解をしていることが確認できる書面（電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を含む。）又は資格証明書その他の当該顧客が資格保有者であることを証する書面に次に掲げる全ての事項を当該商品取引契約の内容とすること。

- (1) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から十四日以内に、当該商品先物取引業者が当該商品取引契約に係る取引につき、商品取引契約の締結の勧誘を行うこと及び第百一条各号に掲げる事項についての当該顧客の指示を受けることができないこと。

- (2) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から取引の開始日までの間に、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の三分の一の額を上限とした額（以下「投資上限額」という。）を設定しなければならず、当該商品取引契約締結の日から一年以内にあつては、投資上限額を

超えて取引証拠金等を受領することはできず、かつ、取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を結了しなければならないこと。

(3) 当該商品先物取引業者が次のいずれかに該当する場合には、当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたものとみなすこと。

(i) イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)の規定に反し、又はロ(1)から(3)までに掲げる書面の記載が事実と異なることを知りながら、当該商品取引契約を締結し取引を行ったとき。

(ii) ハ(1)の規定に反し、当該顧客の指示を受け取引を行ったとき。

(iii) ハ(2)の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、又は決済を結了せずに取引を行ったとき。

第百三条第一項に次の二号を加える。

二十七 前条第二号又は第三号の規定に掲げる行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容とされた同条第二号ハ又は第三号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。

二十八 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、前条第二号又は第三号に掲げる行為を行うこと。

第百十一条第一項第一号イ中「(商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第百二十六条の十九に次の一号を加える。

十 当該商品先物取引仲介業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、第百二条の二第二号又は第三号に該当する行為を行うこと。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

(検討)

第二条 主務大臣は、この省令の施行後一年を目途として、この省令の施行の状況について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、この省令の施行後、商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者による勧誘の実態が著しく委託者の保護に欠ける状況にあるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

○ 商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第一条の六第五号及び第百二条の二第一号ハを除き、以下同じ。）</p> <p>五 九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（不招請勧誘の禁止の例外）</p> <p>第百二条の二 法第二百四十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 商品先物取引業者が、継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次に掲げるいずれかの契約を締結している者）</p>	<p>（店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第一条の六第五号を除き、以下同じ。）</p> <p>五 九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（不招請勧誘の禁止の例外）</p> <p>第百二条の二 法第二百四十四条第九号の主務省令で定める行為は、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者（第三号に掲げる契約を締結している者にあつては、当該者が当該商品先</p>

ハ又はニに掲げる契約を締結している者にあつては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（ハ又はニに掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。次号において同じ。）の締結を勧誘する行為

イ 令第三十条に規定する商品取引契約

ロ 金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約

ハ 顧客のために金融商品取引法第二条第八項第二号に規定する有価証券の売買（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行うものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理を行うことを内容とする契約

ニ 顧客のために金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約

物取引業者との間で最初に同号に掲げる契約を締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の同号に規定する取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の同号に規定する取引の残高を有する場合に限る。）をいう。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（第三号に掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。）の締結を勧誘する行為とする。

一 令第三十条に規定する商品取引契約

ニ 金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約

三 顧客のために金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約

二 商品先物取引業者が、他社契約者である顧客（既に商品先物取引業者又は金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等と前号イからニまでに掲げるいずれかの契約を締結している者（前号ハ又はニに掲げる契約を締結している者にあつては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場  
合に限る。）であつて、継続的取引関係にある顧客以外の顧客をいう。次号において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけた、令第三十条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの

イ 当該勧誘に先立つて、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、他社契約者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面（以下この号において「申告書面」という。）により確認し、かつ、当該申告書面を当該確認の日から十年間保存すること。

ハ 当該商品先物取引業者が、イ若しくはロの規定に反し、又は

申告書面の記載が事実と異なることを知りながら当該商品取引契約を締結して取引を行った場合には、当該商品先物取引業者が、当該取引を自己の計算においてしたものと同みなす旨を当該商品取引契約の内容とすること。

三 商品先物取引業者が顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。以下この号において同じ。）の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの

イ 当該勧誘に先立って、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、当該顧客が次に掲げる全ての条件に該当する者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

(1) 六十五歳未満であること。

(2) 主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者でないこと。

(3) 次に掲げるいずれかの条件に該当すること。

(i) 年収が八百万円以上又は金融資産（現金、預貯金及び第

九十条の十一第四号ロに規定する資産（同号ロ(4)に掲げるものを除く。）に限る。）の合計額（ロ(2)及びハ(2)において「保有金融資産額」という。）が二千万円以上であり、かつ、法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について適切な理解をしていることが確認できる者であること。

(ii) 次に掲げるいずれかの者（ロ(3)において「資格保有者」という。）であること。

(イ) 弁護士

(ロ) 司法書士

(ハ) 公認会計士

(ニ) 税理士

(ホ) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

第四十六条第二項に規定する技能検定試験（同法第四十

四条第一項に規定する検定職種がファイナンシャル・プ

ランニングであるものに限る。）に合格した者

(ハ) 金融商品取引法第六十四条に規定する外務員（同法第

二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会である

日本証券業協会に登録された一種外務員及び特別会員一

種外務員並びに一般社団法人金融先物取引業協会に登録

された外務員に限る。）

(ト) 公益社団法人証券アナリスト協会が認定する証券アナリスト

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客がイ(1)から(3)までに掲げる条件に該当することを、次に定める書面により確認し、かつ、当該書面を当該確認の日から十年間保存すること。

(1) イ(1)に掲げる条件については、身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面

(2) イ(2)に掲げる条件については、当該顧客が年収及び保有金融資産額の内訳を申告した書面(3)において「年収・金融資産申告書」という。)

(3) イ(3)に掲げる条件については、年収・金融資産申告書及び書面若しくは電子情報処理組織(商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。第百十一条において同じ。)を使用して行われた試験により適切な理解をしていることが確認できる書面(電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を含む。)又は資格証明書その他の当該顧客が資格保有者であることを証する書面

ハ 次に掲げる全ての事項を当該商品取引契約の内容とすること

- (1) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から十四日以内に、当該商品先物取引業者が当該商品取引契約に係る取引につき、商品取引契約の締結の勧誘を行うこと及び第百一条各号に掲げる事項についての当該顧客の指示を受けることができないこと。
- (2) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から取引の開始日までの間に、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の三分の一の額を上限とした額（以下「投資上限額」という。）を設定しなければならず、当該商品取引契約締結の日から一年以内にあつては、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領することはできず、かつ、取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を結了しなければならないこと。
- (3) 当該商品先物取引業者が次のいずれかに該当する場合には、当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたものとみなすこと。
- (i) イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)の規定に反し、又はロ(1)から(3)まで掲げる書面の記載が事実と異なることを知りながら、当該商品取引契約を締結し取引を行ったとき。
- (ii) ハ(1)の規定に反し、当該顧客の指示を受け取引を行った

とき。

(iii) ハ(2)の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金等を

受領し、又は決済を結了せずに取引を行ったとき。

(禁止行為)

第二百三条 法第二百四十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 二十六 (略)

二十七 前条第二号又は第三号の規定に掲げる行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容とされた同条第二号ハ又は第三号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。

二十八 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、前条第二号又は第三号に掲げる行為を行うこと。

2 11 (略)

(商品取引責任準備金の積立て)

第二百十一条 (略)

一 (略)

(禁止行為)

第二百三条 法第二百四十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 二十六 (略)

(新設)

(新設)

2 11 (略)

(商品取引責任準備金の積立て)

第二百十一条 (略)

一 (略)

イ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（次条第一項各号に規定する事故をいう。）による支払額（商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額（既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額（法第二十二條第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。）が千万円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千万円から当該

イ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（次条第一項各号に規定する事故をいう。）による支払額（商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額（既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額（法第二十二

商品取引責任準備金の金額及びロからチまでに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額（当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度の当該取引金額。以下この号において同じ。）に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額）

ロチ (略)

二 (略)

2 (略)

(禁止行為)

第二百二十六条の十九 法第二百四十条の十六第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇九 (略)

十 当該商品先物取引仲介業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、第二百二条の二第二号又は第

二十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。）が千万円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千万円から当該商品取引責任準備金の金額及びロからチまでに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額（当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度の当該取引金額。以下この号において同じ。）に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額）

ロチ (略)

二 (略)

2 (略)

(禁止行為)

第二百二十六条の十九 法第二百四十条の十六第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇九 (略)

(新設)

三号に該当する行為を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

(検討)

第二条 主務大臣は、この省令の施行後一年を目途として、この省令の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、この省令の施行後、商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者による勧誘の実態が著しく委託者の保護に欠ける状況にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

○農林水産省  
経済産業省 告示第一号

商品先物取引法施行規則（平成十七年 農林水産省  
経済産業省 令第三号）第二百二条の二第三号イ(2)の規定に基づき、主

として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者を次のように定め、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 宮沢 洋一

商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第二百二条の二第三号イ(2)の主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者は、次に掲げる額の合計額が、それ以外の収入の年額を超える者とする。

一 年金（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による退職共済年金、障害共

- 済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金をいう。）の年額
- 二 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二条第一項に規定する恩給の年額
- 三 顧客が六十歳以上である場合にあつては、勧誘が行われた日以前五年間に受領した退職金の額の二十分の一の額
- 四 顧客が六十歳以上である場合にあつては、勧誘が行われた日以前五年間に受領した生命保険金額の二十分の一の額
- 五 顧客が六十歳以上である場合にあつては、勧誘が行われた日以前五年間に遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額の二十分の一の額
- 六 その他前各号に掲げるものに類するものの額